

# 保育ママ制度を知っていますか？

## ☆保育ママ制度とは☆

・町内に居住する、仕事などの理由でお子さんをご家庭で保育することができない場合に、保育ママを利用している児童の保護者に対し、保育料の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る制度です。

### ◎保育ママを利用できるお子さん◎

- ☆町内に居住する、2歳未満のお子さんで、親の就労等により、保育することが困難であると認められた場合に限られます。
- ☆町内に居住する、満2歳から小学校入学前のお子さんで、陸別保育所の保育時間外においても、保護者または、同居の親族等による保育が受けられないお子さんに限られます。

### ◎助成金額◎

- ・保育ママを利用している児童の保護者に助成金を支払います。  
助成額は、月額保育料の2分の1以内の額です。(月額4万円上限)
- ・助成金の交付を受ける方は、事前に申請書の提出が必要です。  
(申請用紙は、保健福祉センターにおいてお受け取り下さい。)

### ◎留意事項◎

1. 町は、保育ママのあっせんは行っておりません。
2. 町は、保育内容に関する調整や事故等の責任は負いませんので、保育ママと十分に協議を行って下さい。  
☆保育中の事故等の発生に備えて、保育ママ(預かる側)は必ず賠償保険に加入して頂くことを平成28年4月1日から必須条件としました。よって、申請をする際は、賠償保険に加入していることを証明できる書類(領収書等(コピー可))を添付願います。  
なお、賠償保険会社の選択は個人の判断となりますが、どこの保険会社に入ったらよいか分からない方は、保健福祉センターまでご連絡願います。
3. 保育ママとの月額料金については、個々の契約となります。お子さんの保育時間・保育内容(食事代・おむつ代等)によって保育料はそれぞれ変わってきます。よって、月額保育料を決める際は、保育ママと保育内容について十分ご確認願います。

☆保育ママ利用助成制度について、詳しい内容を知りたい方は、保健福祉センターまでご連絡下さい。( ☎27-8001 )